

案件 1

地域医療支援病院の承認を見据えた非紹介患者初診料加算金の改定について

1. 趣旨

本院では、これまでから地域の中核病院としての使命を果たすとともに、医療機能及び地域連携の強化を図るため、『地域医療支援病院』の承認を目標に取り組みを進めてきました。

『地域医療支援病院』は、地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確立する上で、医療機関の適切な役割分担と業務連携が重要であるという考えのもと、患者にとって身近な存在である地域の“かかりつけ医”が第一線の医療を担えるよう支援するために必要な機能を有する医療機関に対し、医療法に基づき都道府県が承認するもので、本院では令和2年10月に受けた大阪府の審査の結果、令和3年4月からの承認が見込まれる状況となっています（3月の医療審議会で最終決定）。

『地域医療支援病院』に承認された場合、地域医療への貢献度が診療報酬上で評価されることとなる一方で、国により非紹介患者初診料加算金（選定療養費）の金額が一定額以上となるよう義務付けられていることから、これに対応するため非紹介患者初診料加算金の改定を行うものです。

2. 内容

(1) 地域医療支援病院の承認について

ア. 承認の要件

- ・ 紹介患者に対する医療提供（紹介率及び逆紹介率の割合が要件を満たしていること）

⇒ 本院は令和元年度において、紹介率50%以上、逆紹介率70%以上の要件を達成

令和元年度：紹介率 53.6%、逆紹介率 78.9%

<参考>令和2年4～12月：紹介率 64.7%、逆紹介率 96.7%

- ・ 24時間体制の救急患者受け入れ等、救急医療の提供
- ・ その他、必要施設や設備を有していること、一定数以上の地域医療者への研修実施等

イ. 承認による効果

- ① 地域の医療機関との信頼関係の強化に繋がるとともに、身近で日常生活に密着した初期医療を行う地域の診療所（かかりつけ医）と専門的な検査や入院治療を行う地域の中核病院（地域医療支援病院）との役割分担の明確化が図られることで、市民の皆さんに適切な医療を地域で一体的に提供する環境整備が図られる。
- ② 診療報酬上の評価により、入院収益について約6,000万円（令和元年度実績ベースでに基づいて算出）程度の増収が見込まれる。

(2) 非紹介患者初診料加算金の改定について

ア. 概要

本院では、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診した初診患者に対し、非紹介患者初診料加算金の負担を求めています（救急搬送患者や特定の公費医療を受ける患者を除く）。

これは、健康保険法に基づき、病院と地域診療所における外来医療の機能分化を推進する観点から導入した制度で、現在の金額については同規模で近隣の医療機関における金額等を踏まえ、「市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例」で規定しています。

しかし、令和2年4月の診療報酬改定において、200床以上の地域医療支援病院は、厚生労働大臣が定める額以上とすることが義務化されたことから、これまで本院独自の金額を条例で定めていたところを、「市立ひらかた病院の使用料、手数料等に関する規程」で規定するよう、それぞれ改正するものです。

1. 非紹介患者初診料加算金の改定内容

| 区 分 | | 現行の額 | 改定後の額 (義務化される額) |
|--------|----|---------|--------------------|
| 初診時 | 医科 | 3,000 円 | 5,000 円 |
| | 歯科 | 3,000 円 | 3,000 円 |
| 再診時(※) | 医科 | — | 2,500 円 |
| | 歯科 | — | 1,500 円 |

(※)「再診時」とは、当院で一定治療を終え、医師が地域の医療機関に行くよう患者同意の上で紹介状を渡したものの、同じ疾患で紹介状なしで当院に来院した場合をいう

注1) これまで小児科については、本院の判断で“特定疾患医療や障がい者医療などの公費医療を受ける患者”と同様の扱いとし、紹介状を持たずに受診した場合でも非紹介患者初診料加算金の徴収をしてきませんでした。が、今後は国の規定に基づき、他の診療科（医科）と同様の取り扱いとなります。

注2 『地域医療支援病院』が承認されなかった場合は、現行の額を同規程で規定します。

3. 実施時期等

令和3年4月1日から

条例改正（案）については、令和3年3月定例会月議会に提出予定

4. その他

本案件は、2月17日（水）開催の枚方市議会市民福祉委員協議会に報告します。